

令和 3 年度 第 2 回尼崎市社会保障審議会 総会 議事録

日時：令和 4 年 3 月 28 日（月）午後 6 時～午後 7 時 30 分
ZOOM を活用したオンライン及び次の会場での開催
尼崎市役所 北館 4-1 会議室

開 会

○事務局

定刻になりましたので、ただ今から、令和 3 年度 第 2 回尼崎市社会保障審議会を開会させていただきます。

委員の皆様には、年度末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議につきましては、対面とオンラインの併用により開催させていただいております。

それでは、本日の資料 及び 本日の委員の出欠状況、傍聴人について、事務局より確認をさせていただきます。

○事務局

現在の出席委員は 13 名であり、尼崎市社会保障審議会規則 第 4 条 に定める定足数を満たしております。（委員数 23 名⇒12 名以上）

なお、本日、6 名の委員がご都合によりご欠席となります。

また、本日の会議の傍聴人はおられません。

では、これより、議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長

年度末のお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。

たくさんの議題がありますので進めていきたいと思ひます。

事前に資料が送付されているので、各事務局の説明は要点を絞って願ひします。

次第（1）の①から④の分科会の資料となります。

では①の地域福祉専門分科会について事務局より説明を願ひします。

○事務局

地域福祉専門分科会について報告させていただきます。

資料 1 を願ひします。

令和 3 年度が、第 3 期尼崎地域福祉計画の最終年度にあたることから、令和 2 年 8 月 31 日に尼崎市社会保障審議会に計画の改訂についての諮問をさせていただきました。その後、地

域福祉専門分科に計画策定部会を設置していただきました。

その後、計画策定部会で7回、地域福祉専門分科会で5回、計12回のご審議をいただき、3月23日に市長に対して答申を行っていただきました。

それでは、第4期あまがさきし地域福祉計画について説明を致します。

計画については、資料のインデックス「1-①」のカラーの本編と、インデックス「1-②」の白黒の資料編となっております。

今期は従来の計画とは異なり、様々な世代の市民に見やすく親しみやすさを重視したデザインと、内容のコンパクト化をはかったものとなっておりますので、計画策定部会等でご審議いただいた資料については資料編でとりまとめとしております。説明につきましては時間の関係上本編を抜粋しての説明とさせていただきます。

計画につきましては、綴じずに別冊でつけているカラーのものです。それでは説明をさせていただきます。

表紙の下部、第4期で新たに整理した基本理念、「互いに尊重し つながりささえあい 安心・安全に“ともにいきる”まち あまがさき」と掲載をしており、その下に「基本理念の考え」を記載しております。少し字が小さく申し訳ございません。

また、その上のイラストは基本理念の「ともにいきる」をイメージして誰もが持っている可能性を尊重し、支え、伸ばしていく事で基本理念の実現につなげていく考えで、元ひきこもりの当事者の方にお願して、子どもから高齢者、障害者、外国人など地域福祉に関わる多くの方をイメージしたイラストを作成してもらったものです。イラスト作成者の詳細につきましては裏表紙の下に掲載しております。

それでは一枚めくっていただいて2ページになります。

「第4期あまがさきし地域福祉計画でめざすこと」としては、第1期から第3期計画の成果や課題を踏まえて8050問題などの複雑・複合化した課題や、社会的孤立・排除に向き合い、市民や支援に携わる関係者等とともに協力し、課題解決に取り組むこととしております。その下に、基本理念とそれを実現するための3つの基本目標、10の展開方向を体系づけて展開方向ごとに各種施策を展開していくこととしています。

また、取組・方向性の中に白抜きの字で「重層、再犯、成年」と記載されています。この計画の中に社会福祉法に新たに位置付けられた「重層的支援体制整備事業推進計画」、犯罪や非行をした人が犯罪を繰り返さないように支援につなげるための「再犯防止推進計画」、高齢化等にともない認知症等を理由に意思決定に困難を抱える方が増える中で成年後見制度の利用を促進する為の「成年後見制度利用促進基本計画」を内包し、それぞれの計画に関連する取り組みを表したものとなっております。

続きまして3ページをお願いします。

真ん中の「地域福祉計画ができるまで」ですが、この計画の策定にあたっては、市民の声とともに、地域において支援に関わるさまざまな関係者の声を聴く中で、市民がどのような困り事や不安を抱えているか、また地域ではどのような課題に直面しているかを把握してきました。その上で、各分野の専門家や支援関係者の皆様と話し合い、考えながら、計画の内容や取組を整理してきました。

令和3年1月にアンケート調査を実施しまして、市内在住の市民817人、民生児童委員799人、保護司132人、福祉事業者149事業者からご回答をいただき、本計画策定のための基礎資料としました。尼崎市の公式YouTubeチャンネルにアップした説明動画はかなり視聴していただいている状況です。その下の第1期～第3期「あまがさきし地域福祉計画」の主な取り組みではこれまでの計画の主な取り組みについてまとめさせていただきました。

それでは、第4期あまがさきし地域福祉計画の3つの基本目標ごとの取組について説明をさせていただきます。6ページをお願いします。

6ページから13ページにかけては、3つの基本目標の展開方向ごとに、取組内容などをまとめたものとなっております。ページ構成としては、左ページの上段に基本目標について記載し、その次のページの上段では、基本目標ごとの目指す姿としての成果指標を示しています。また、その下に展開方向ごとに現状を示すアンケート調査結果のグラフや取組・方向性の内容、取組の代表的な活動指標となる目標数値を記載しています。本日は時間の関係上大変恐縮ですが、基本目標ごとの取組の簡単な説明とさせていただきます。

6ページ、7ページについては、基本目標1「ささえあい」を育む人づくりで、地域福祉活動の担い手不足などの課題に対し、世代に応じた福祉学習を推進し、学びを通じた「ささえあい」の意識を醸成することで、地域の課題を「我が事」として考え、行動する人材の育成、支援などに向け、その下にあります通り、①福祉学習の推進、②地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援、③地域福祉を推進する人材の育成に取り組む事としています。

次に、8ページ、9ページ基本目標2、「多様な主体の参加と協働による地域づくり」では、地域住民や専門機関が地域課題について話し合い、その解決に協働して取り組むネットワークの構築により、さまざまな地域課題に対応した地域福祉活動の充実に取り組むこととしています。また、多様な見守り活動などを進めることにより、住民同士の顔の見える関係を構築する事で、地域での孤立や排除を生み出さない早期把握ができる地域づくりにも取り組むこととしており、下の①地域を支えるネットワークづくり、②地域の見守り・ささえあいの充実にいった取組を進めることとしています。

10ページ、11ページ、基本目標3「誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり」では、地域で困りごとを抱え、支援を必要する人を早期に発見し、受け止める事で、困りごとが深刻化することを防ぐとともに、その人に必要な支援が受けられるよう、権利擁護を含めた公的な支援とともに、地域でのさまざまなささえあいの取組による重層的な支援に向け、①包括的・総合的な相談支援の充実に、②権利擁護の推進、③情報・コミュニケーション支援の推進、④要配慮者（災害時要支援者）支援の推進、⑤安全・安心に暮らす取組の推進、に取り組むこととしています。

なお、10ページの①包括的・総合的な相談支援の充実に取組・方向性の中の「うけとめ・つなげる相談支援の推進」のイメージについて、4ページ、5ページに記載しています。このページの説明にあたりまして、経過から説明いたします。

昨年の4月、社会福祉法の改正に伴い、市町村が既存の相談支援や地域づくりの支援の取組を活かし、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は市町村が任意で取り組む事業となっており、この見開きのページでは、重層的支援体制整備事業を活用した本市の複雑・複合化した課題を包括的に受け止め、支援につなげる為の相談支援のイメージを記載しています。重層的支援体制整備事業につきましては、ページの右下の《重層的支援体制整備事業で何が変わるのか？》で記載をしております。

基本的には、本市におきましては、現在、地域振興センターを中心に地域のさまざまな関係者、団体との連携しやすい体制ができつつあることや、保健福祉センターにおいて、いくしあ、保健福祉窓口が連携した総合相談体制を構築していることから、それぞれの拠点に市民や支援機関が把握した複雑・複合化した課題を受け止め、必要な支援機関や地域資源に繋ぐための役割を明確した職員を配置することとして、地域振興センターに①（仮称）エリアマネジャー、保健福祉センターに②（仮称）包括化推進員という名称の職員を配置しようとしています。

また、課題が複雑・複合化した相談事例は制度を適用するだけでは、直ちに解決が困難な場合が多く、さまざまな制度と地域支援をつなげ、長期的に伴走し続けることのできるチーム支援が必要となります。そのため、次年度に重層的支援推進担当課を新たに設け、そこに、③（仮称）基幹包括化推進員を配置し、この基幹包括化推進が中心となり、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や地域の居場所の取組とつなぐための参加支援事業を通じて、多機関連携による伴走支援体制を構築する事としております。

以上が各目標で取り組む内容の説明となっております。

続いて、13ページをお願いします。「計画を進めていくために」として、本計画における点検・評価の手法について掲載をしています。地域福祉計画を相談ケースの多い、少ないといった数量的なもので評価することは難しいといったこともあり、本計画では、基本目標ごとに成果指標としての「目指す姿」を設定するとともに、関連する施策の展開方向ごとに代表的な活動指標を定めることで、評価時点における計画の進展の「見える化」を行うこととしています。加えまして、地域福祉専門分科会で具体的な支援事例の評価など、質的な評価も含めて計画の取組の方向性などを検討していただくこととしています。

14ページをお願いします。

こちらは、現行の第3期計画にも掲載している活動エリアごとの地域課題共有・解決ネットワークを改めて掲載したものになります。

15ページをお願いします。

本計画の主要な取り組みとして「うけとめ・つなげる相談支援の推進」としておりますので、その相談窓口などを一覧にしたものを掲載しています。裏表紙上段までが窓口一覧となっております。裏表紙の真ん中部分については、本計画と各分野別の計画について整理したものを記載しています。

計画の説明は以上です。

続きまして、地域福祉専門分科会の令和4年度のスケジュールについても、合わせてお伝えします。資料6(A3資料)です。資料6の見方は、横軸に各専門分科会の名称を記載しています。地域福祉専門分科会については、3列目の地域福祉と記載のあるところです。令和4年度は地域福祉専門分科会を8月と2月の計2回予定しております。日程が決まり次第皆様にご報告をさせて頂きたいと思っております。

以上で、簡単ですが、地域福祉専門分科会の報告を終わります。

○委員長

地域福祉計画については、別紙にあるように、すでに3月23日に市長に答申を渡しました。その時に市長が「ずっと重層的支援体制整備事業のようなことをやりたかった」と言われました。

例えば総合相談をはじめ、他部署や他機関との総合的な連携が一つの目玉になる。従来やってきた事ではあるが、よりそれを徹底して、特に尼崎の場合は地区、支部、南北、本庁と三層で整備されていますので、きめ細かな反面、どんな風な形で連携なり役割分担をするかが大きな課題になります。

とりわけ、個別の支援とまちづくりをどのようにリンクさせるかということで、地域課と福祉課、あるいはプラス社協という形での新たな連携をより深めていくということで、重層的支援体制整備が地域福祉の中で大きな柱になっている事をご理解いただきたい。

○委員

きれいに整理して頂きありがとうございます。前回は指摘しましたが、4ページ、5ページの真ん中から右の「基幹包括化推進員」等の新しい名称についている「(仮)」はいつとれるのか。「(仮)」が取れない理由があれば教えてほしい。

どうしても「(仮)」がついていることで完成品に見えない部分がある。「(仮)」がなくなって実際に動き出す見通しを教えてほしい。

○事務局

この体制は、実際4月以降作り上げていくものとなっております。重層的支援推進担当課の設置は組織的に決まっており、4月に新しい担当課ができます。このような体制を作ることが、4月早々にできるかとなると、庁内での合意形成はもちろんですが、庁外の皆様へも説明しながらご理解を頂くことが大切になります。

4月以降に重層的支援推進担当が取組を進めながら、年度内にはこの形をきちんと仕上げられるよう取り組んでいきたいと考えています。令和4年度中にはきれいに整理して「(仮)」ではなく本格的な実施ができるようになると考えております。

○委員

それでは、エリアマネジャーや包括的化推進委員などの色々なマンパワーの人も今年度中に雇用されると理解していいのか。

○事務局

計画策定部会でも少し説明をしたが、この取組自体が新しい体制というよりも既存の地域振興センターの中にエリアマネジャーという役割を位置づける、また、南北の保健福祉センターの既存の支援の中に包括化推進委員という職員役割を新たに付与する形となっているので、体制としては現状の体制に役割を新たに付けていく形で取り組んでいくこととなります。

○委員

ありがとうございます。ただ、この資料からはそれが読み取れない。

○委員長

ちなみに新年度、県下では尼崎を含めて4つの自治体が重層的支援事業を本格実施します。また、もうすでに移行準備事業として伊丹市も実施していますが、数字は不確かですが6~8自治体が移行準備事業を実施するようです。昨年までは県下で4自治体だったのが一挙に増え、特に阪神間ではこれが並び立って連立する形になるので、答申を市長に渡した時に「これは都市間競争ですよ。尼崎も頑張らなきゃいけません」と申し上げました。

前田委員がおっしゃったように実態としてどういう役職の人にこういった新たな役職を付与するかということも含め、本格実施する中で走りながら考えることとなります。

○委員

先ほどの関連で、資料の4ページ、5ページ図の中で、色々な団体が並んでいるが、その中に「町会等」という記載がある。尼崎市では、町会が社協になったという歴史がある中で、「町会等」と記載された意味が理解できない。説明をお願いします。

○事務局

「町会等」の記載については、尼崎市では社会福祉連絡協議会、単位福祉協会、また、社協には加入していないマンション管理組合など、ご自身達で自治会を作っている所もありますので、例示としてそのようなものをまとめさせていただいたものです。

○委員

いわゆる、現在の地域づくりの支援の会議が各6地区でされていると思いますが、それについての参加者の反響を聞きたい。

○事務局

ご意見頂戴しました地域福祉ネットワーク会議につきましては、第3期計画期間中に6地区ごとに会議をつくるということで市社協と取組を進めてきたものです。

今、6地区ごとに、地区によってメンバー構成も変わっていますが、民間の事業者や福祉の専門職、地域住民の代表の方など、色んな形で入って頂いております。昨年度は様々な取り組みをしていますが、やはり支援者の方から、地域の民生委員との接点が少ないという声をうけて、専門職と民生委員さんとの交流がつくられたり、コロナ禍でなかなか地域活動が難しいということもあり、地域の活動者同士の交流の場が作られたりといった地区ごとに特色のある取組が進められているところです。

また、別でケアマネジャーの方々とお話しをした時にも、地域ネットワーク会議で支援者の声をとらえて頂いて、民生委員との交流会をしていただいたことが非常に良かったという声も頂いています。

ネットワーク自体が地域の困り事など、色んな方の課題に応じた取り組みが広がりつつあると考えており、そういった点では市社協と共に今後もこういった取組をより進めていかなければいけないと考えています。

○委員長

時間の関係もありますので、続きまして、障害者福祉等専門分科会から報告をお願いします。

○事務局

障害者福祉等専門分科会と審査部会における調査審議事項について簡単に報告いたします。

まず、障害者福祉等専門分科会については、今年度は主に昨年度策定した障害者計画等の評価管理シートの運用変更についてご審議を頂きました。

開催日程や議題については資料「2-1」をご覧ください。書面開催を含めて計3回となっております。

障害者計画等の評価管理シートの運用変更の内容について簡単に説明します。

計画に係る進捗管理、評価にあたりましては、第3期の障害者計画の平成27年度から評価管理シートを作り、分科会や自立支援協議会、また、手話言語条例の施策推進協議会において意見を聴取するなど、委員の皆様からいわゆる外部評価という形で意見を頂き、評価の妥当性や改善の必要性について協議をしてきておりましたが、評価管理シートもページ数がかなり多い、文章量が膨大になる、市民向けになかなか読みづらいものではないかという課題も一方でございました。

また、昨年度策定した尼崎市障害者計画・障害福祉計画も、本市の方針としまして、先ほどの地域福祉計画もそうですが、わかりやすい化・スリム化を進めており、その考え方に合わせて評価管理シートについても市民向けに少し分かりやすくしていきたいという課題をもっておりました。

今年度これについて審議する予定だったのですが、新型コロナウイルスの感染拡大、ワクチン接種

などの緊急対応や、評価管理シートの見直しに対して委員の意見を伺った所、「既存の取組の部分も生かしてほしい」、「すぐさま変えるのはどうか」、「もう少しじっくりと検討してはどうか」という意見もいただきました。さらに一番大きな理由としては、市の最上位計画となる次期の総合計画の策定の検討内容との調整があったり、同じ社会保障審議会の中の高齢者や地域福祉の計画との整合性も検討していかないといけないという課題も抱えています。こういったこともあり、今年度は開催時期を変更させていただき、資料「2-1-①」の通り、従来の評価管理シートの形ではないが、これまでの成果や課題、また、今後の施策展開などをまとめた計画にかかる今後の施策展開という形で、少し簡単にですが今後の取組を少しまとめた内容としました。3月24日に開催した3回目の障害者福祉等専門分科会において、施策展開イメージについて協議いただきました。近々、自立支援協議会や手話言語条例の施策推進協議会にもあわせて意見照会する中で、今後の施策展開について幅広く意見を頂き、本市の施策評価の取組にも参考にしたいと考えています。

なお、資料6になります。来年度の障害者福祉等専門分科会は計4回の開催を予定しております。

新しい評価管理シートのまとめについては、3回目の令和4年度の12月ごろを目途にフォーマットをまとめて、従来の評価管理シートに即したPDCAができるという形を来年度は目指していきたいと考えています。

では、資料「2-1-①」、今後の施策展開イメージの内容について、時間の都合上抜粋しますが、今期の障害者計画の特に重点的に取り組む項目として、基本施策2、5、9の3つがあります。

「基本施策2」に「自立して暮らす」という項目があります。ここは重点的に取り組む3つの取り組みの1つ、相談支援というものです。今後の施策展開イメージをご覧ください。障害福祉サービスの利用計画、介護保険でいうケアプランと言われるような、こういった計画を全ての利用者に作成する為に今後そういった一層の促進、また、複合的課題を抱える重層的支援体制との取り組みとの連携、また、それらを含めた、障害福祉の分野でいう「地域生活支援拠点」といわれる、地域全体で支える機能の充実・強化に向けて、引き続き委託相談支援事業所等が集まる「あまがさき相談支援連絡会」でこういった支援困難ケースや対応状況、また、支援困難ケースのリストの活用方法を協議するとともに、その内容を踏まえながら障害分野の中核支援機関の役割、今後の方向性、新たな対応策の検討等を進めていきたいと考えています。

続いて、「基本施策5 住まう・出かける」です。

ここでは、今期計画の2つ目の重点課題のグループホームの整備について記載していません。こちらも、今後の施策展開イメージをご覧ください。

グループホームの整備促進に向けては、引き続き既存事業を有効に活用すると共に団体、事業者の調査結果を基に今後の整備方策をまとめ、日中、夜間、一日中重度、高齢化の方を見ていく「日中サービス支援型グループホーム」の更なる整備を進めていきます。また、合わせて、既存のグループホームの利用者の方も重度化・高齢化が進んでいることが、今年度の事業所の調査結果でわかっているため、そういった対応に向けては既存ホームのバリアフ

リ改修の必要性も伺いながら検討を進めていきたいと考えています。

続いて、「基本施策9」です。こちらは3つ目の重点項目ですが、情報コミュニケーションの取組です。

今後の施策展開イメージをご覧ください。まず、手話派遣や要約筆記などの意思疎通支援の安定的な運営に向けては、支援者の派遣単価の引き上げなど処遇面の向上や、養成講座修了者の派遣支援員の登録を促す為の取組を引き続き検討していきたいと考えています。

少しとびますが、身体障害者福祉会館という障害のある方の活動拠点の建物がありますが、来年8月に今の教育・障害福祉センターの中に移転します。移転改修工事は今年度終えましたが、情報支援に係る様々な機能付加、機器の設置や設備の設置をしたため、これらを活用して今後そういった各種講座、活動等の実施を推進していく事を考えています。

こちらについては、資料「2-1-②」をご覧ください。これは、令和4年度の主要事業として、情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化ということで、今説明しました身体障害者福祉会館の移転に、合わせて、今年度はバリアフリーの改修工事や、音声案内やトイレの音声誘導装置等のいわゆる付帯工事に関するものは終えました。また、フリーWi-Fiの設置工事も終わっています。来年度については、事業イメージにある通り、例えば手話の放送番組を流すアイドラゴンや、点字図書を見られる視覚障害の方の情報ネットワークであるサピエといわれる機能やまた、意思疎通ということで、音声認識アプリで、お話した内容が文字化されるといったような機能付加を考えています。さらには、災害時の避難誘導ボードや停電時でも階段が見えやすいような蓄光テープ等の施工も来年度は考えています。

こういったことを含め、会館が移転したあと、同じ建物に身体障害者福祉センターと言われる講座や事業をしている建物も併設されるため、障害のある人にとって、災害時を含む情報取得や講座への参加がしやすい両施設の運用に取り組み、情報支援にも配慮した「障害のある人の活動拠点」として使っていただけるように考えています。

では、資料「2-2-①」により、審査部会の説明をいたします。

審査部会は、社会保障審議会規則第6条の規定により、専門分科会におかれた部会です。その審査内容については、身体障害者手帳の交付に係る障害程度の審査や身体障害者手帳の交付に係る医師意見書を作成する医師の指定の審査、また、育成医療、更生医療に係る指定医療機関等の審査を行う部会です。なお、それぞれの審査については年間計6回定期的に行っておりますが、審査件数の詳細については資料「2-2」をご清覧ください。

以上、障害者福祉等専門分科会、審査部会の説明を終わります。

○委員長

審査部会については、この2年間で、コロナの影響でなかなか会えなかった、調査できなかった、あるいは件数が減った等何かありますか

○事務局

特段、審査部会に関してはコロナの影響で件数が減った、調査が滞ったという事は聞いておりません。

○委員長

わかりました。

○委員

先ほどとも関係するが、今の説明の中に障害者虐待に関連するところの話がなかった事が気になる。

第4期「あまがさきし地域福祉計画」の困った時や地域の居場所の相談窓口にもたくさんの相談窓口の記載があり嬉しいと思ったが、高齢者や子ども、DVのそれぞれの相談窓口は示されているが、障害者に関しては、虐待で気になった時はどこに相談すれば良いのか明示がないため、そのあたりの議論はどのようにされているか聞きたい。

○事務局

この資料のなかで、今後の施策展開イメージについては、主要なものを抜粋したため、今回は虐待の部分に触れておらず、分かりにくかったと思います。従前からの評価管理シートであれば、ほぼ全部の取り組みを網羅する形でしたので、そういったところで来年度は作り上げていきたいと思っています。

虐待の窓口については、障害の分野では南北保健福祉センターの障害者支援課がそのまま同じように虐待防止センターを標榜しています。日中は専用のダイヤルがありますし、夜間には職員がいない時間帯も民間のダイヤルサービスに委託をして転送される形で24時間365日の対応ができるようにしております。さらには、緊急の対応がダイヤルサービスに入った時は、業者の方から緊急度によって市職員の携帯や緊急的に一時的な保護をするところの連絡調整をフロー図でまとめていますので、そのような事案が起きたときも対応できる形をとっています。

○委員

せつくなので市民にはわかりやすく伝えられる工夫をしてほしい。もちろん、高齢者や障害者、子どもが別々でなく、こんな時期だから一体的に、気になる家があったら、こどもだったりDVだったり、もしかすると高齢者だったりというようなまさに複雑多問題の家庭を支援しないといけない時代だと思っておりますので、是非わかりやすく伝える工夫をしていただきたい。

○委員長

3つ目は高齢者保健福祉専門分科会です。事務局お願いします。

○事務局

令和3年度の高齢者保健福祉専門分科会での調査審議内容について報告します。専門分科会では、3回にわたりまして集中的かつ効果的にご審議頂きました。本日もご欠席で

はございますが、会長はじめ副会長、委員の皆様にご多大なるご協力を頂きました事を、事務局を代表してお礼申し上げます。ありがとうございました。

審議内容の報告ですが、大きく3つの内容について審議をいただきました。

1つ目は昨年度策定しました、今年度からの計画である第8期「生き生き!!あま咲きプラン」の点検・評価について、令和2年度の決算ベースに試験的に実施をいただいております。

2つ目は、高齢者保健福祉専門分科会の下部組織の部会について計画全体の進捗管理を図っていく為に部会の統合をし、部会を廃止して高齢者保健福祉専門分科会で調査審議をしていただきました。

3つ目は、令和4年度の主要事業案について予算前ですが審議をして頂きました。大きくこの3つが今年度の調査審議になっております。

1つ目、資料「3-1-①」第8期「生き生き!!あま咲きプラン」の点検・評価（試験的实施）令和2年度決算という資料です。

この第8期計画の進捗管理をおこなっていく為に、PDCAの評価をどのような形で行うかについて調査審議いただきました。その時に、「生き生き!!あま咲きプラン点検・評価シート」を、まず令和2年度の決算ベースで記載してみて、どんな形になるのかという事でシートを作成しました。

記載例といたしまして、2ページから3ページにまたがっていますが、来年度これを両開きにして見やすくしたいと思っています。

第8期「生き生き!!あま咲きプラン」にはテーマが4つあり、テーマごとに進捗管理を行っていくと考えています。記載例では、テーマ1の介護予防・フレイル対策の推進を記載しておりますが、テーマ1の取り組みを計る指標が代表指標としてそれぞれ2つずつ挙げております。そして、その下に施策の進捗状況ということで、取り組みの方向性、取り組みの実績をそれぞれ記載しております。

3ページには、この施策の評価をそれぞれ記載していき、そして、今後の方向性を記述していきます。そして、これを見て頂いて専門分科会で委員の方々にそれぞれのテーマごとに意見を頂いてまとめていこうというような、試行的な内容について調査審議をして頂きました。

続きまして、資料「3-1-②」統合した部会の進捗管理についてです。

大きく3つ部会を統合しています。表1に統合された部会一覧があり、地域密着型サービス運営部会、地域包括ケア推進部会、在宅医療・介護連携推進部会でそれぞれ審議の内容を記載しています。これらの部会の内容については、「生き生き!!あま咲きプラン」の進捗管理を行っていく中で、計画の点検評価の中で一体的に実施していこうという事で廃止をさせて頂きました。

続きまして、資料「3-1-③」の令和4年度の主要事業（案）です。

施策6の地域福祉と施策7の高齢者支援の報告をしています。無事予算が通りまして令和4年度から実施する形になっております。

高齢者支援の方では、NO.4の老人福祉工場の見直し、NO.5の高齢者生きがい就労事業を

挙げています。現在尼崎市では老人福祉工場が名神高架下にシルバー人材センターに指定管理をして頂き、高齢者の社会参加と生きがいづくりが目的という事で、軽作業の就労事業を実施して頂いています。しかし、今第2、第3とそれぞれ定員45人で合計90人が入れる建物なのですが、実際はそれぞれ十数名で合計しても20名弱となっており、1,300万円の指定管理料と比べて費用対効果に課題があるということで見直しが必要となり、令和4年度からは老人福祉工場だけではなく、市内の高齢者の集いの場においても生きがい就労を実施できるよう、令和2年度から新たに介護保険の中の総合事業のメニューに追加された就労的活動支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者の集いの場に出向き、その集いのニーズに合わせた生きがい就労をコーディネートしていただき、地域で生きがい就労を実施してもらうような仕組みを作っていく事で、高齢者生きがい就労事業を令和4年度から実施する予定にしております。

続きまして、資料6、来年度の高齢者保健専門分科会のスケジュールです。

昨年度第8期計画を作ったばかりですが、令和6年度からの第9期計画策定に向けて諮問等を来年度に行う予定で考えています。大きくは、専門分科会が6回、そのうち計画策定部会が2回となっており、諮問は9月の第2回の専門分科会でさせて頂きたく考えております。第1回の専門分科会では「生き生き!!あま咲きプラン」の4つのテーマのPDCAについて事務局案を提示して調査審議して頂きたいと考えています。また、そこで出た意見を第2回の専門分科会に反映させて頂きたいと考えております。その後、2回部会を開催し、この部会では第9期計画向けのアンケート調査などの項目について調査審議して頂きたいと考えております。そのアンケートの内容について12月上旬の第3回の専門分科会でご報告させて頂き、12月以降アンケート調査結果を分析した内容を3月の第4回専門分科会でご報告するというようなスケジュールで考えております。ただ、アンケートについても国の基本指針等が示されないとアンケート項目の作成時期もずれこむかもしれないですが、今の予定ではこういった形で専門分科会を行う予定です。説明は以上です。

○委員

専門分科会の中で意見として出たのが、老人福祉工場の名称について、時代に合ったものにしていく方が良いであろうということがあり、それについては担当課で検討して頂いていることなので引き続き検討をお願いします。

○委員

先程の「生き生き!!あま咲きプラン」は具体的にはどのような内容ですか。

○事務局

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に愛称をつけて頂き、その愛称名が「生き生き!!あま咲きプラン」ということで、愛称を周知していきたいという思いで「生き生き!!あま咲きプラン」として説明いたしました。

○委員

地域包括支援センター運営部会の説明をお願いします。

○事務局

地域包括支援センター運営部会について報告をします。資料「3-2」です。

地域包括支援センター運営部会は3回行いました。開催日程は記載の通りです。

第1回は令和2年度の実績報告と令和3年度計画についての報告、令和2年度の地域ケア会議の報告、各地域包括支援センターの運営、自己評価の結果についての報告になります。第2回は、重層的支援体制整備事業について、先程説明のありました通り、地域包括は重層的支援にどんどん関係してくると思いますので報告をさせていただきました。先程委員からもありましたが、高齢者の虐待対応についてのご報告もさせていただきました。また、保健と介護の一体化事業についての経過報告もさせていただきました。

第3回は、令和4年度の拡充事業、運用方針、契約、研修計画等の報告をしました。

○委員長

最後に民生委員審査専門分科会についてお願いします。

○事務局

資料4をお願いします。

民生委員審査専門分科会は、市長が厚生労働大臣に民生委員候補者を推薦するにあたり、市長から諮問を受けてその的確性について答申していただくという役割を担っていただいています。

令和3年度は、7月、11月と計2回分科会を開催しました。記載の通り、審査、答申を頂きました。通常は年3回分科会を開催していますが、今年度に関しては令和4年4月1日付での推薦があがってこなかった為、2回の開催になりました。資料の下の参考欄をご覧ください。これは、令和4年4月1日時点での民生児童委員数の予定となります。定員が857人に対し、現員が791人、欠員が66人です。

引き続き、欠員解消に取り組んでいきたいと考えています。来年度12月1日に3年に1回の民生委員の一斉改選がありますので、その際にはできるだけ欠員数が多くなならないように取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長

何かコメントがあればお願いします。

○委員

地域の皆様にはお世話になっております。事務局から報告があったように、その時々によって推薦人の数が違うため、今回は専門分科会が2回となりましたが、11月30日までの任期で12月1日から新年度の任期が変わります。欠員の数が66人なので、欠員をなるべく少なく、地域で民生委員になっていただくように努力をしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長

皆さん質問はありませんか？

○委員

地域包括支援センターは高齢者支援、地域支援の要の一つの機関になっております。市の方へお願いですが、今後も市と地域包括二人三脚でぜひとも進んでいっていただきたい。この部会でも委員の方から意見を頂いたが、市の方々には日頃からしっかりと包括の職員とコミュニケーションをとり、連携して進めていく事をお願いしたい。

そしてもう1点、運営委員会の中で委員の方から貴重な意見がでました。これは社会保障審議会にも大きく関係があるのですが、先ほどの地域福祉にもありましたが、成年後見等支援センターについて、これがどのような機能をもっているのか、もたすのか、という話にもなってくるのですが、名称が「成年後見等支援センター」で良いのか。権利擁護を全般的に見ていくのであれば、例えば「権利擁護センター」に名称変更すると、より市民の方にわかりやすいのではとの意見を頂きました。準備や周知に期間かかるので短期的なものではないと思いますが、一度市の方で検討していただく必要があるのではと思います。

○事務局

行政も地域包括の方々とはディスカッションをさせていただき、月に1回の施設長会議で話をさせていただく以外に、色々な地域の課題に関しては報告を頂いたり、一緒になって現場に走るといった形でも対応しておりますので、今後もスタンスは変わらず取り組んでいきます。

2点目の成年後見等支援センターの名称に関しては、北部福祉相談支援課の課長は、会議にも出ておりましたので、検討の対象にはなっているとは思いますが、「権利擁護」となると大きくなりすぎるというところもあります。まずは成年後見の制度をもっと周知させてスピーディーに取り組んでいきたいというところで、令和4年度は拡充事業にもあがっているので、そういう所を周知してきたいと考えております。

○委員長

成年後見等支援センターを中核機関として、充実、拡充を図るのですが、合わせて名称の変更もどうかとの提言だと思えます。また、然る所で検討して頂きたいと思えます。次に、(2)次期総合計画における施策別のシート(案)について事務局よりお願いします。

○事務局

資料5の資料をご覧ください。

尼崎市は、第6次の総合計画をまさに策定をしています。令和4年度に計画を策定して、令和5年度から第6次計画がスタートする流れになっています。

資料5については、施策5地域福祉、施策6障害者支援、施策7高齢者支援です。それぞれの次期総合計画における施策別の取組シートになっています。こちらは、まだ作成中のものになっています。施策別の取組シートは基本的にそれぞれの各分野別のマスター計画である地域福祉計画や障害者計画、高齢者計画のそれぞれの内容を総合計画とリンクさせる形で、現状と課題や施策の展開方向、その指標をリンクしていただいたものを掲載しています。

詳細の中身については審議中ですので、説明は省略しますが、各分野別計画に合わせた書きぶりとなっています。

総合計画は各分野の分科会にて提示させていただきますので、また皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

○委員長

まだ審議の途中でこのような形になっています。

代表指標の設定が難しく、これは福祉関係だけでもこれだけですが、他の分野もたくさんあるため、何を代表指標にするかについてはまだ審議中です。

ただ、毎年データを取れること、進捗状況がチェックできること、と色々と条件があるので、代表指標の設定にも苦労しております。基本的にはそれぞれの分野の計画があるので、そこでの趣旨を生かしながら、ということ、また、総合計画の大きな特徴でもある「住みやすい街を我々の手でつくっていこう」という市民の声を生かして、市民の感情や意思も是非数値の中に入れていこうというのが趣旨の一つです。

○委員長

色々な計画や施策の展開は分野別に専門分化しているので、お互いにリンクし、分かり合う事が必要だろうということで、他の分野の計画がどうなっているのか、そして何よりも重層的支援体制整備事業でもわかる様に、大都市での専門分化した施策や部局をどのようにつなげていけるかが行政の課題であるかと思えます。

そういった意味で、重層的支援体制整備事業は行政改革だと理解しています。まちづくりと個別支援、役所内と役所外等リンクしていく必要がある。さまざまな仕組みはあるが、それが制度疲労をおこしていたり、あるいは閉塞的になっていたり大きな問題を抱えています。そういう意味で、この審議会もそうだが、他の部局、他の委員会がどんな考えをしているかを理解しながら、自分達は何ができるかという発想で、この審議会は年2回くらいしか開催されませんが、それを糧にしながら自分の分科会での審議に生かしていこうということで、皆様のご協力を改めてお願い申し上げます。

これにて、令和3年度第2回尼崎市社会保障審議会を閉会します。

以 上